

個人情報管理規定

第一条（目的）

この規定は株式会社アクロスタッフ（以下「会社」という）の役員と労働者派遣事業、職業紹介事業及び再就職支援事業を行う従業員（以下「従業員」という）の個人情報（個人秘密を含む）の適正管理に関する事項を定めることを目的とし、全従業員に適用する。この規定以外の事項は関係法規及び法令に定めるところによるものとする。

第二条（定義）

- 1) 個人情報 従業員、派遣労働者、職業紹介を受ける者及び再就職支援を受ける者に関する、氏名、生年月日、その他の記述により特定の個人を識別することができるもの（その情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む）
- 2) 個人秘密 個人情報のうち一般に知られていない事実であって（非高知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいう。

第三条（個人情報の取扱い者・取扱い責任者）

会社は、個人情報の取扱いは次に定める事業所内の選任者に限定し、この選任者以外による個人情報関連の閲覧を禁止する。

- 1) 派遣事業 派遣元責任者講習を受講した者及び選任された派遣元責任者の職務代行者に限定する。
- 2) 職業紹介事業 職業紹介責任者講習を受講した者及び選任された職業紹介責任者の職務代行者に限定する。
- 3) 再就職支援事業 当該業務を遂行するにあたり選任された者に限定する。
- 4) 会社としての個人情報取扱い責任者は代表取締役とする。
- 5) 個人情報管理規定の見直し、改定は取扱い責任者が行うものとする。

第四条（取扱い者への教育・指導）

- 1) 派遣元責任者及び職業紹介責任者は、少なくとも5年に一回は責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する知識・情報を得るよう努めることとする。
- 2) 第三条4)に指定された個人情報取扱い責任者は年1回程度の社外講習を受講するよう努め、社内における個人情報管理の教育・指導を行うこととする。

第五条（個人情報の収集範囲）

個人情報の範囲は業務の目的の達成に必要な範囲とし、通常必要と考えられない次の個人情報の収集は原則行わない。ただし、特別な業務上の必要性が存在する場合及び、その他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集場合はこの限りではない。

- 1) 人権、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他の社会的差別の原因となる恐れのある事項
- 2) 思想、信条、宗教、人生観、支持政党に関する事項
- 3) 労働組合運動、消費者運動、その他社会的運動に関する情報
- 4) 家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金・社会保険の取扱い等の労務管理を適切に実施するために必要なものを除く）
- 5) 容姿、体型等差別につながる情報

第六条（個人情報収集の方法）

会社は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、または本人の同意のもとで本人以外の者から収集する等、適法かつ公正な手続によらなければならない。

第七条（個人情報の適正管理）

会社は、個人情報に関し次の掲げる措置を講ずるとともに、本人からの求めに応じ、当該措置の内容を説明すること。

- 1) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置
- 2) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
- 3) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
- 4) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄または削除するための措置
- 5) 4) の場合においては本人からの破棄や削除の要望があった場合も含むこととする。

第八条（個人情報の漏えいに当たらない場合）

個人情報の漏えいに当たらない正当な理由とは次のようなものを言う。

- 1) 法的義務や公的機関からの要請がある場合
- 2) 裁判所における承認としての証言

第九条（個人情報開示請求に対する対応）

第三条に定める個人情報を取扱う選任者は、本人から個人情報についての開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報について、遅滞なく開示を行うこととする。更に、これに基づく訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を

行うこととする。

第十条（苦情処理対応）

個人情報に関して、当該情報に係わる本人からの苦情の申し出があった場合については、第三条に定める個人情報を取扱う事業所内の選任者は、誠意を持って適切な処理を行うこととする。なお、個人情報に係わる苦情処理担当者は代表取締役とする。

第十一条（不利益な取扱いの防止）

会社は、本人からの個人情報の開示または訂正の求めがあったことを理由に、本人に対して不利益な取扱いを行わないこととする。

第十二条（個人情報の破棄・削除）

会社は保管する必要がなくなった個人情報は速やかに破棄・削除することとする。ただし、保管期間は関係法規が要求する法的保管義務期間を遵守する。この管理は第三条に定める選任者がおこなう。

第十三条（免責事項）

会社は天災、事故、その他の事態等により正常な運営ができなかった場合、それにより生じた当該者及び関係者の不利益に対しての責任を負わない。また、通信回線・機器の故障、郵便・宅配業者に起因する事情で発生した損害、不利益については責任を負わない。

第十四条（個人情報管理窓口）

個人情報管理窓口は代表取締役とする。

制定：平成20年8月23日

改定：平成22年6月15日